

平成30年度日本遺産「葡萄畑が織りなす風景」
日本遺産映像コンテンツ制作等業務仕様書

本仕様書は、峡東地域ワインリゾート推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「日本遺産映像コンテンツ制作等業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務名

日本遺産映像コンテンツ制作等業務

2 業務期間

契約締結日から平成31年3月8日（金）まで

3 業務概要

- （1）日本遺産の構成文化財や地域資源等（以下「構成文化財等」という。）の映像及び画像の撮影
- （2）映像コンテンツの制作

4 業務内容

（1）構成文化財等の映像及び画像の撮影

- ・撮影する構成文化財等の箇所選定については、甲と協議して定めるものとする。
- ・乙は、撮影を行う専門家について、甲と協議のうえ選定することとする。
- ・季節による情景の変化や周囲の情景の空間的広がりが十分感じられるものとする。
- ・乙は、乙の費用と責任で、構成文化財等の撮影にあたって必要となる交渉、取材等を行うものとする。

（2）映像コンテンツの制作

- ・峡東地域全体のストーリーが感じられる「全体版」、及び日本遺産を構成する峡東3市（山梨市、笛吹市、甲州市）それぞれの構成文化財等をピックアップした「地域版」を制作するものとし、「全体版」「地域版」を称して「映像コンテンツ」という。
- ・「葡萄畑が織りなす風景ー山梨県峡東地域ー」のストーリー、構成文化財等の魅力が十分伝わるよう、視覚、聴覚に訴えかけるものであること。
- ・甲及び甲の構成員が実施するプロモーション活動などの各広報活動、各ウェブサイトやYouTube等での放映など、利用目的に沿った放映時間を考慮すること。放映時

間については、各広報活動で利用する映像コンテンツは概ね15～20分程度、各ウェブサイトやYouTube等での放映は十数秒から5分程度を目安とするが、乙が提案する構成内容を踏まえ、甲と協議して定めるものとする。

- ・映像コンテンツの字幕は、日本語、英語、簡体字、繁体字をそれぞれ制作するものとする。
- ・映像コンテンツには、文化庁シンボルマーク及び日本遺産ロゴマークを表示し、また、平成30年度日本遺産魅力発信推進事業により制作したものであることがわかるようにするものとする。

5 成果品について

成果品は、一般的なDVDプレイヤーやパソコン（Windows Media Player）等での再生や、各ウェブサイトやYouTube等での放映など、利用目的に応じた保存媒体で納品するものとする。

（1）成果品

① 映像コンテンツの再生用DVD 合計 104組

- ・画質については甲と協議して定める。
- ・DVD再生時に、メニュー画面から映像が選択できるものとする。

○ 全体版 52組

放映時間の異なる映像を1組に収めること。

○ 地域版 52組

放映時間の異なる映像を1組に収めること。

② 映像コンテンツ（MP4形式）を保存したDVD 合計 22組

- ・画質については甲と協議して定める。
- ・フォルダやカテゴリ分けなど、わかりやすい保存分類とすることとし、保存分類方法については、甲と協議して定めるものとする。

○ 全体版 11組

放映時間の異なる映像を1組に収めること。

○ 地域版 11組

放映時間の異なる映像を1組に収めること。

③ マスターデータ 3組

- ・マスターデータとは、業務の中で撮影した全ての構成文化財等の映像及び画

像（映像コンテンツ制作に使用していないものも含む）の一切をいう。

- ・保存するデータ形式は、映像及び画像について、甲が自由に使用できるものとし、甲と協議して定める。
- ・画質はフルHDとする。
- ・フォルダやカテゴリ分けなど、わかりやすい保存分類とすることとし、保存分類方法については、甲と協議して定めるものとする。

（２）納品場所・納品期限

○ 納品場所

乙は、納品場所について甲と協議の上、指定場所に納品する。

○ 納品期限

納品期限 平成31年3月8日（金）

ただし、マスターデータについては、乙は、甲の要請に応じ、甲が必要とする構成文化財等のマスターデータについて、甲が必要とする時期に提供するものとし、その場合のデータの提供方法については、甲と協議して定める。

（３）その他

- ・成果品のラベルには、日本遺産魅力発信推進事業により制作したものであることがわかるように印字を入れること。

6 著作権等

- ・成果品（映像コンテンツ及びマスターデータ）に係る著作権その他一切の権利に関しては、乙が権利関係を整理し、甲が自由に使用できる状態としたうえで、成果品の納品をもって乙から甲に移転するものとする。また、甲の要請に応じて甲が必要とする時期に乙が提供するマスターデータの一部についても同様の扱いとする。
- ・映像コンテンツの制作にあたり、乙自身がもつ映像等の使用は認めるものとするが、その場合、甲は委託料とは別に使用料等を支払わない。

7 その他

- ・乙は、甲と充分に協議を行いながら全体の業務を進めることとする。
- ・その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、甲と乙とで協議し、決定するものとする。